市町村議会で議決した意見書（平成26年12月議決分(※)　）

※前回（12/10現在）で掲載分を除く。

平成27年1月9日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日
1	盛岡市	岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書	H26.12.22
2	盛岡市	医療費助成制度における現物給付導入にかかる国庫負担金等削減の撤廃を求める意見書	H26.12.22
3	盛岡市	米価安定対策等に関する意見書	H26.12.22
4	宮古市	米価安定対策等に関する意見書	H26.12.19
5	北上市	「農業改革」の見直しを求める意見書	H26.12.18
6	北上市	米価下落等に関する意見書	H26.12.18
7	北上市	治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書	H26.12.18
8	久慈市	米価安定対策等に関する意見書	H26.12.17
9	遠野市	「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書	H26.12.12
10	遠野市	米価下落に係る安定対策等を求める意見書	H26.12.12
11	陸前高田市	手話言語法の早期制定を求める意見書	H26.12.18
12	陸前高田市	米価安定対策等を求める意見書	H26.12.18
13	一関市	私学助成の充実を求める意見書	H26.12.10
14	一関市	米価下落及び新たな農政改革について適切な対応を求める意見書	H26.12.10
15	一関市	子ども・子育て支援制度の財政措置を求める意見書	H26.12.10
16	一関市	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書	H26.12.10
17	釜石市	手話言語法制定を求める意見書	H26.12.19
18	二戸市	米価安定対策等を求める意見書	H26.12.16
19	八幡平市	米価安定対策等に関する意見書	H26.12.19
20	葛巻町	米価安定対策等に関する意見書	H26.12.11
21	岩手町	米価安定対策等に関する意見書	H26.12.11
22	紫波町	米価安定対策等に関する措置を求める意見書	H26.12.25

No.	市町村名	件名	議決年月日
23	矢　巾　町	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見書	H26.12.12
24	矢　巾　町	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成27年度政府予算に係る意見書	H26.12.12
25	矢　巾　町	米価安定対策等を求める意見書	H26.12.12
26	矢　巾　町	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書	H26.12.12
27	西和賀町	軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書	H26.12.19
28	西和賀町	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成等の拡充を求める意見書	H26.12.19
29	西和賀町	米価下落等に関する意見書	H26.12.19
30	平　泉　町	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書	H26.12.17
31	平　泉　町	米価安定対策を求める意見書	H26.12.17
32	平　泉　町	私学助成の充実を求める意見書	H26.12.17
33	住　田　町	米価安定対策等に関する意見書	H26.12.12
34	大　槌　町	都道府県単独医療費助成制度における現物給付導入にかかる交付金削減の撤廃を求める意見書	H26.12.10
35	大　槌　町	岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書	H26.12.10
36	大　槌　町	手話言語法（仮称）の制定を求める意見書	H26.12.10
37	大　槌　町	米価下落に係る安定対策等を求める意見書	H26.12.10
38	山　田　町	米価安定対策等を求める意見書	H26.12.11
39	田野畑村	米価安定対策等に関する意見書	H26.12.19
40	田野畑村	医療費助成制度の給付方法の見直しを求める意見書	H26.12.19
41	普　代　村	「手話言語法」制定を求める意見書	H26.12.17
42	普　代　村	米価安定対策等に関する意見書	H26.12.17
43	軽　米　町	米価安定対策等を求める意見書	H26.12.18
44	九　戸　村	米価安定対策等を求める意見書	H26.12.19
45	洋　野　町	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書	H26.12.9
46	洋　野　町	手話言語法制定を求める意見書	H26.12.9

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日
47	一　戸　町	米価安定対策等を求める意見書	H26.12.9

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 22 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い，負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。一方の給付方法である現物給付は，医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み，東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県は子どもの医療費助成では 37 となっています。 患者にとって現物給付のメリットは，負担上限額分の医療費を用意しておけば，それ以上の支払いが不要であることです。そのため安心して受診でき，傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また，償還を受けるために必要な医療費助成給付申請の手続きが不要です。一方，市町村にとっては，償還に係る事務作業や振込手数料が不要であり，医療機関にとっては，医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。 よって，県においては，県民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため，下記事項について早期実現を求めます。 記 1　県の医療費助成制度について現物給付を導入すること。 以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】医療費助成制度における現物給付導入にかかる国庫負担金等削減の撤廃を求める意見書 岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。一方の給付方法である現物給付は，医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み，東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が子どもの医療費助成では 37 となっています。 患者にとって現物給付のメリットは，負担上限額分の医療費を用意しておけば，それ以上の支払いが不要であることです。そのため安心して受診でき，傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また，償還を受けるために必要な医療費助成給付申請の手続きが不要です。一方，市町村にとっては，償還に係る事務作業や振込手数料が不要であり，医療機関にとっては，医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。 しかし，現物給付を導入すれば，ペナルティとして国民健康保険療養給付費等国庫負担金等が減額されてしまいます。そもそも国民の健康を守ることは、日本国憲法第 25 条にも規定されているように、国の責務です。 よって，国においては，住民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため，下記項目について早期実現を求めます。 記 1　現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険療養給付費等国庫負担金等の減額をやめること 以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等に関する意見書 当市においては，農協等が中心となって米政策等の見直しに対応し，生産数量目標に即した生産や水田フル活用による水田活用米穀の取り組みを推進する等，米の需給調整に積極的に取り組んできました。 そのような中で，米の直接支払交付金の減額に加え，26 年産米の価格が下落したことは，農地の集積を進めてきた大規模な担い手をはじめ，稲作農家の経営，ひいては本県農業に甚大な影響を及ぼし，さらには，「新たな農業・農村政策」の取組みにも影響を及ぼすものと考えます。 こうした状況下において，国は需給調整のための出口対策を行わず，収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策（平成 26 年産限り）のみで対応する方針を示しています。しかし，ナラシ対策には課題があり，来年以降も稲作を継続していくためには，さらなる緊急対策の実施と，万全なセーフティネット対策の構築が必要です。 よって，国においては，将来にわたって安定的な稲作経営ができるよう，下記の事項について実現するよう求めます。 記 1　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 (1) ナラシ対策については，当面の営農・生活資金の確保対策と併せ，最大でも標準収入額の２割の下落までしか補てん対象とならないことから，今後の米価動向等を踏まえつつ，補てん対象や補てん割合の拡大など特例的な措置を講じること。 (2) 27 年産に向けては，極力多くの担い手が標準収入額の２割の下落まで対応できるコースに加入するよう推進を行うとともに，27 年産米に係る標準的収入額の大幅な減少が予想されることから，算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 (3) 意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう，認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに，とりわけ県や市町村が定める所得目標については，地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。 2　異常気象への十分な対応 26 年産米については，８月以降の低温や日照不足等の影響により，青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されている。このような異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。

市町村議会名	意見書の内容
	3　26 年産米の適正販売に向けた環境整備 　26 年産米について，長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から，米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めながら，その活用などに係る民間の取組みを支援すること。 4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 (1) 農協では，27 年産において 60 万トンの生産振興目標を設定し，飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしている。この取組みを後押しするよう，水田活用の直接支払交付金に対する予算を十分に確保すること。 (2) 将来に向けた積極的な投資を促し，生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう，新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど，生産現場に安心を与えるメッセージを強く示していくこと。 5　27 年産米の適切な生産数量目標の設定 　27 年産米の生産数量目標については，農協の飼料用米の生産拡大に向けた取組みのほか，入口対策のみで需給調整を図る現行の政策の枠組みを踏まえ，毎年発生している過剰作付や 25 年産の持越在庫，消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望が描ける総合的な水田農業政策の確立 (1) 30 年産を目途とした生産調整の見直しに向け，米の需給と価格の安定のために国や関係者が果たすべき役割の明確化など，米政策の見直しの十分な検証を行うとともに，水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など，さらなる環境整備を進めること。 (2) 米の需要拡大に向け，国を挙げて主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 (3) ナラシ対策や，国が創設を目指す収入保険制度を含め，過去の一定期間の収入等を基に補てん基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では，継続的な米価下落に対応できないため，担い手の所得や生産コスト等に着目した，担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 (4) 上記の対策が確立されるまでの間は，再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため，政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善など，適切な対応を行うこと。 以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣 【件　　　名】米価安定対策等に関する意見書 （趣旨） 来年以降も稲作を継続していくためには、万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。農家が、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できる米価安定対策等緊急に対策を講じるよう強く要望する。 （理由） 平成 26 年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考える。 こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）およびナラシ移行のための円滑化対策（平成 26 年産限り）のみで対応する方針を示しているが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。 かかるなか、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、次のとおり緊急に対策を講じるよう強く求める。 記 1　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 （1）ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策とあわせて、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 （2）27 年産に向けては、極力多くの担い手が２割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、27 年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 （3）意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。 2　異常気象への十分な対応 26 年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 3　26 年産米の適正販売に向けた環境整備 26 年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点か

市町村議会名	意見書の内容
	ら、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。 4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 （１）飼料用米の大幅な生産拡大の取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 （２）将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　27 年産米の適切な生産数量目標の設定 　27 年産の生産数量目標については、飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整をはかる現行の政策の枠組みをふまえ、例年発生している過剰作付や 25 年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 （１）わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、30 年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備をすすめること。 （２）米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 （３）ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 （４）担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 　以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣官房長官 【件　　　名】「農業改革」の見直しを求める意見書 政府が「骨太方針2014」ならびに「新成長戦略」と位置付けた「農業改革」は、「農業委員会の公選制廃止」、「農協改革」などを含んでおり、農業関係者に大きな衝撃を与えています。これによって、日本の農業だけでなく、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼす可能性があります。 農業委員会の公選制廃止は、地域農業振興の建議機能及び農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場の減少につながります。そして、農業生産法人の要件緩和は、企業参入の加速化が想定され、法人の意思決定権者が地域内に存在しない事態や、今後の集落内の農地の利用や調整に懸念が生じます。 また、農協中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、地域の農業や経済を支え、インフラを提供している農協の役割を軽視するもので、地域経済や労働者の雇用に大きな影響を与える恐れがあります。 今日食料危機が心配されるなか、農業者を支える諸制度の充実、地域コミュニティの維持、及び協同組合の発展によって、様々な担い手による協働を進めることが農業の成長産業化につながると考えます。 以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。 1　「骨太方針2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」の見直しを求めること。 2　農業改革にあたっては、農業者や農業団体、地域住民等の意見や実情を踏まえた内容とし、支援する諸制度を充実させ、農業委員会及び農協の役割を軽視せず、生産の振興と食料自給率の向上に資するものとすること。 以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価下落等に関する意見書 　平成26年産水稲の全国における作況指数は「101」の平年並みであり、米の需給は引き続き緩和基調で推移しています。このような状況の中で、国は過剰米対策を行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）のみで対応する方針を示していることから価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっています。 　また、米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きくなっています。こうした状況は、当市における農業・稲作農家の所得減少や資金繰りの悪化が懸念されるだけでなく、国で示している「新たな農業・農村政策」の遂行にも影響を及ぼすものと考えられます。そのため、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。 　また、平成27年産米以降についても、主食用米の需要の減少や政府備蓄米枠の減少等を踏まえると、需給緩和がさらに拡大されることが懸念されており、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるように、長期的な視点に立った総合的な政策と支援が望まれます。 　以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。 記 １　米の直接支払交付金の拡充及び継続的な支援 　米の直接支払交付金については、平成22年産米から25年産米まで水田10アール当たり１万5,000円が支給されていたが、平成26年度産米からは7,500円に半減し、平成30年産米以降は廃止とすることとなっている。しかし、米価の下落傾向は今後も続くことが予想されることから、米の直接支払交付金は、10アール当たり単価１万5,000円の支給を継続すること。 ２　米過剰在庫緊急対策の実施 　平成27年６月末民間在庫は、過去10年で最大水準の需給緩和状況が継続すると想定され、調整を行ってきた米穀機構の保有財源が枯渇している状況において、国による平成26年産米に対する緊急隔離対策を講じること。 ３　平成26年産米ナラシ対策への十分な対応 　８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生増や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。

市町村議会名	意見書の内容
	4　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 (1) ナラシ対策については、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 (2) 平成27年に向けては、標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 5　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援の確保 (1) ＪＡグループは、平成27年産米において60万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 (2) 生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるように、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 (1) 平成30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策見直しの十分な検証を行うこと。 (2) 米の需給拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策を取り組むこと。 (3) ナラシ対策や政府が創設を目指す収入保険制度を含め、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みでは継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目した再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を講じること。 (4) 担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善など適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣、法務大臣 【件　　　名】治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書 治安維持法は、ロシア革命後の大正14年、国体の変革や私有財産制を否定する共産主義運動の取り締まりを目的として制定されました。その後、拡大解釈や改正によって、国民主権を唱え、平和を求めて戦争に反対する組織や人も取り締まりの対象となり、濫用されました。日本がポツダム宣言を受諾して終戦を迎えた後の昭和20年11月に、言論の自由を抑圧した悪法として廃止されるまで、多くの人々が検挙され、拷問や虐待で命を落とした人も多数存在します。 大日本帝国憲法下では国の賠償責任を定めた法律がなかったことから、戦時中の国家権力の不法行為による個人の損害に関して、国は賠償責任を負わないとすることは「国家無答責の法理」と言われます。しかし、終戦から70年という節目の年を迎えようとしている中、人道的観点から、平和を求めたことにより弾圧を受けた犠牲者への謝罪と賠償は行われるべきであります。また、現在生存する犠牲者は僅かとなっており、この方々の存命中に一日も早く実現することは、言論の自由を尊重し、恒久の平和を誓う証となります。 よって、国及び政府関係機関においては、犠牲者へ謝罪し賠償を行う「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定するよう強く求めます。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等に関する意見書 26 年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられます。 こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）およびナラシ移行のための円滑化対策（平成 26 年産限り）のみで対応する方針を示していますが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。 よって、国においては、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、早急に次の措置を講じるよう強く要望します。 記 1　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 (1) ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策とあわせて、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 (2) 27 年産に向けては、極力多くの担い手が２割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、27 年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 (3) また、意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。 2　異常気象への十分な対応 26 年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 3　26 年産米の適正販売に向けた環境整備 26 年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。 4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 (1) ＪＡグループは、27 年産において 60 万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用

市町村議会名	意見書の内容
	の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 (2) 将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　27 年産米の適切な生産数量目標の設定 　27 年産の生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整をはかる現行の政策の枠組みをふまえ、例年発生している過剰作付や 25 年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 (1) わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、30 年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備をすすめること。 (2) また、米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策の取り組むこと。 (3) ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 (4) また、担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成26年12月12日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官 【件　　　名】「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書 手話とは、音声言語（日本語等）と異なり手や指、身体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。 しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）そのほかの意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。 また、同法22条では国･地方公共団体に対して情報補償施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 よって、国におかれては、上記内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 12 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価下落に係る安定対策等を求める意見書 当市の営農振興は、米政策等の見直しに対応し生産数量目標に即した生産や、水田フル活用による水田活用米穀の取り組みを推進する等、米の需給調整に積極的に取り組んできた。 しかしながら、26 年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考える。 こうした状況においても、政府は、需給調整のための市場からの米の隔離は行わず、ナラシ対策のみで対応する方針を示しているが、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。 かかるなか、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、早急に次の措置を講じるよう強く要望する。 記 1　米過剰在庫緊急隔離対策を実施すること 平成 27 年 6 月末民間在庫は過去 10 年で最大水準の需給緩和状況が継続すると想定され、調整を行ってきた米穀機構の保有財源が枯渇している状況において、国による 26 年産米に対する緊急隔離対策を講ずること。 2　26 年産米ナラシ対策への十分な対応をすること 26 年産米については、8 月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生増や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 3．特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用をすること (1) ナラシ対策については、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 (2) 27 年産に向けては、27 年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援の確保をすること (1) ＪＡグループは、27 年産において 60 万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 (2) 生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援に

市町村議会名	意見書の内容
	ついて明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　将来展望の描ける総合的な水田農業政策を確立すること (1) 30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策見直しの十分な検証を行うこと。 (2) 米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策を取り組むこと。 (3) ナラシ対策や政府が創設を目指す収入保険制度を含め、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みでは継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目した再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 (4) 担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善など適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】手話言語法の早期制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙（ごい）や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。 しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。 平成１８年１２月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成２３年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められました。 よって、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法の制定を強く求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等を求める意見書 本市は、東日本大震災からの農林水産業の再生が喫緊の課題となっている。特にも農業においては、地域農産物のブランド化や集落営農の組織化を進めるなど、農業再生及び振興に努力を重ねている。 平成 26 年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、本市の農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、農家の営農意欲の減退を招くとともに、離農や担い手不足に拍車をかけ、「新たな農業・農村政策」の取組みにも深刻な影響を及ぼすものと考えられる。 このため、農業者が意欲を失うことなく、稲作農業に取り組むことができる環境を整備するため、政府は、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策（平成 26 年産限り）に限らず、政府主導による補完的な需給及び価格の安定対策や生産・流通等の支援対策、さらには、収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充など、継続的な米価下落に耐えうる万全なセーフティネットを構築する必要がある。 よって、稲作農家が、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できる対策を講じられるよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 10 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。 また、生徒一人当たりにかけられる教育費が、公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう、次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成26年12月10日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価下落及び新たな農政改革について適切な対応を求める意見書 平成26年産米は、概算金が60キロ当たり8,400円、前年に比べ2,800円も大幅に下落した。加えて、戸別所得補償も半減し、生産費を補うことができない状況である。 特にも、国の政策に呼応した農地集積に取り組んできた経営規模の大きな農業生産法人等の打撃は甚大である。 このため、農業を基幹産業とする当市においては、かつてない危機的状況であり、営農の継続的発展に黄信号がともる。 加えて、新たな農政改革が施行されたところであるが、現場においては、大きな農政改革について、懸命な取り組みを行っている。 今回の改革は、大部分が中山間地域にある当市の農村・農地の今後の命運を左右する重要な転換点であると考える。 今回の改革について、現場において、その制度を様々な視点から検討してきた結果、現場に即した下記の事項について、適切な対応を求め、意見書を提出する。 記 1　農業が継続でき、再生産に意欲を持てるよう生産費に見合う対策を講じること。 2　政府は米の需給と価格安定に責任を持つ対策を明示すること。 3　備蓄米の買い入れを行い、過剰米対策を行うこと。 4　低コスト生産が可能となる飼料用米の生産対策を講じること。 5　農地中間管理事業における地域集積協力金を非課税とすること。また、農業経営基盤準備金としての積み立てを可能とすること。 6　中山間地域は条件が不利益であり、遊休農地は、多面的機能支払交付金の対象とならない。全国一律の制度でなく、地域の創意工夫が活かせる制度へ改善を図ること。 7　多面的支払交付金は、用排水路などの土地改良施設の更新や補修に活用できるよう、事業継続期間中は積み立てを可能とすること。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 10 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 【件　　　名】子ども・子育て支援新制度の財政措置を求める意見書 今、当市は、急激に進む少子化、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいる。 国においても、子ども・子育て支援新制度を創設し、2015 年度から本格的に実施する計画となっている。 これを受けて、既に地域においては、認定こども園、待機児童の解消、職員給与の改善など、関係者に対しての説明会を開催し、その総合対策への準備中である。 他方、この新制度に必要な費用は、年間で 1 兆円となっている。 この制度を軌道に乗せるためには、政府が当初の計画どおりの十分な財源を確保することが前提条件である。 財源確保が不十分であれば、しわ寄せは地方自治体や弱者に大きく及び、格差を助長しかねない。 よって、国においては、子ども・子育て支援新制度の財政措置に責任をもって対応するよう求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 10 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書 35 人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、１クラスの学級規模を引き下げる必要があります。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人～35 人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障する必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神であります。 子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 １　少人数学級を引き続き推進すること。また、その具体的な学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、文部科学大臣 【件　　　名】手話言語法制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。手話は、これを使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。 平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されております。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年８月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。 また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を実現することが必要であると考えます。 これらのことから、国においては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法(仮称)」を制定するよう、強く求めるものであります。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 26 年 12 月 16 日 【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等を求める意見書 26 年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられます。 こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）およびナラシ移行のための円滑化対策（平成 26 年産限り）のみで対応する方針を示していますが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。 かかるなか、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、下記事項について、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。 記 １　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 (1) ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策とあわせて、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 (2) 27 年産に向けては、極力多くの担い手が２割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、27 年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 (3) また、意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農　　業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。 ２　異常気象への十分な対応 26 年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 ３　26 年産米の適正販売に向けた環境整備 26 年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援す

市町村議会名	意見書の内容
	ること。 4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 (1) ＪＡグループは、27 年産において 60 万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 (2) 将来にむけた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　27 年産米の適切な生産数量目標の設定 27 年産の生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整をはかる現行の政策の枠組みをふまえ、例年発生している過剰作付や 25 年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 (1) わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給で　　きることが生産者・消費者双方にとって望ましく、30 年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備を進めること。 (2) また、米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 (3) ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 (4) また、担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成26年12月19日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等に関する意見書 26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられる。 このような状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）およびナラシ移行のための円滑化対策（平成26年産限り）のみで対応する方針を示しているが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。 国においては、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、早急に下記の措置を講じるよう強く要望する。 記 １　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 ⑴　ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策とあわせて、最大でも標準的収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等を踏まえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 ⑵　27年産米に向けては、極力多くの担い手が２割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 ⑶　意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。 ２　異常気象への十分な対応 26年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 ３　26年産米の適正販売に向けた環境整備 26年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。 ４　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 ⑴　ＪＡグループは、27年産において60万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用

市町村議会名	意見書の内容
	の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 ⑵　将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　27年産米の適切な生産数量目標の設定 27年産米の生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整をはかる現行の政策の枠組みを踏まえ、例年発生している過剰作付けや25年産米の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 ⑴　わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備を進めること。 ⑵　米の需要拡大に向けて、国を挙げて主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策の取り組むこと。 ⑶　ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 ⑷　担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
葛　巻　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 11 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等に関する意見書 26 年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられる。 こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策（平成 26 年産限り）のみで対応する方針を示しているが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。 よって、国においては、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、早急に次の措置を講じるよう強く要望するものである。 記 1　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 (1) ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策とあわせて、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等を踏まえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 (2) 27 年産に向けては、極力多くの担い手が２割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、27 年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 (3) また、意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。 2　異常気象への十分な対応 26 年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 3　26 年産米の適正販売に向けた環境整備 26 年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。 4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保

市町村議会名	意見書の内容
	⑴　ＪＡグループは、27 年産において 60 万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 ⑵ 将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　27 年産米の適切な生産数量目標の設定 　27 年産の生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整を図る現行の政策の枠組みを踏まえ、例年発生している過剰作付や 25 年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 ⑴ わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、30 年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備を進めること。 ⑵ また、米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 ⑶ ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 ⑷ また、担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 11 日 【提　出　先】参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等に関する意見書 26 年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本町農業・稲作農家の経営に多大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられる。 こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）およびナラシ移行のための円滑化対策（平成 26 年産限り）のみで対応する方針を示しているが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくために、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。 よって、国に対し、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、早急に次の措置を講じるよう要望する。 １　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 ナラシ対策については、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、27 年産米については標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、２割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、算定期間の拡大など必要な見直し又は補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 また、意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう指導すること。 ２　異常気象への十分な対応 26 年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 ３　26 年産米の適正販売に向けた環境整備 26 年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。 ４　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 ＪＡグループは、27 年産において 60 万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 ５　27 年産米の適切な生産数量目標の設定 27 年産の生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、例年発生している過剰作付や 25 年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。

市町村議会名	意見書の内容
	6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 (1) わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、30 年産を目途とした生産調整の見直しや米の需給と価格の安定に向けて、米政策の十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備をすすめること。 　また、米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 (2) ナラシ対策のほか、現行のセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築するとともに、その間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善など適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
紫　波　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 25 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等に関する措置を求める意見書 本町において、農業は地域経済を支える基幹産業であり、なかでも水稲は本町の大多数の農家が耕作している農作物である。本町の農家は、米政策の見直しに対応し、生産数量目標に即した生産を行ってきたほか、水田フル活用による取り組みを推進する等、米の需給調整に積極的に取り組んできた。 しかし、平成26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、大規模な担い手ほどその蒙る影響が大きく、農家経営に大きな影響を及ぼしている。この状況が続くようであれば、農業経営が立ち行かなくなり、営農意欲の減退、耕作放棄地の増大、地域コミュニティの崩壊が惹起されるほか、国土の維持保全や水源涵養等にも影響が及び、多面的機能の維持も困難になる事態に至ることが危惧される。 以上から、国は、稲作農家が安心して農業経営に取り組めるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう、強く要望する。 記 1　米の需要拡大に向けて、国を挙げて主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 2　米の需給不均衡の改善に向けて、政府主導による過剰米の主食用市場からの隔離対策を実施すること。また、政府備蓄米について、海外援助への積極的な活用を図ること。 3　収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及び移行のための円滑化対策では、標準収入額の20%までしか補てん対象にならないことから、今後の米価動向を踏まえつつ、補てん対象や補てん割合の拡大など特例的な措置を講ずること。 4　生産調整に取り組むすべての稲作農家が、将来にわたって安定定的な稲作経営が展望できるよう、米価変動に対応し得るセーフティネットを早期に構築すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見書 現在、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。 その内容は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災による対象者や単価の増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国が負担・支援するものであり、平成 23 年度の国の補正予算において平成 26 年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。 本事業対象の子どもの数は全国で、平成 23 年度 67,639 人、平成 24 年度 58,352 人、平成 25 年度 52,436 人であり、支援の継続が必要です。学校現場からも平成 26 年で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いています。 よって、国においては、このような状況を踏まえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、下記事項を実現するよう強く求めます。 記 1　東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成 27 年度以降も引き続き、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官 【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、平成 27 年度政府予算に係る意見書 平成 24 年に義務教育標準法が改正されて、小学校１年生の基礎定数化が図られました（小学校１年生のみ 35 人以下学級の実現)。これは､31 年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向け、ようやくスタートを切ることができました。改正された義務教育標準法の附則には、小学校の２年生から中学校３年生までの学級編制標準を順次改定することについて検討を行い、法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保に努めることも明記されました。当面、35 人以下学級の着実な実行が重要ですが、将来的には、さらに引き下げる必要があります。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。平成 22 年に文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人をあげており、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。 子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし教育予算について、ＧＤＰに占める教育費公財政支出の割合は、ＯＥＣＤ加盟国の中で下位となっており、自治体においても義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要なことから、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、平成 27 年度政府の予算編成において下記事項の実現を実現するよう強く要請します。 記 （１）　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 （２）　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担

市町村議会名	意見書の内容
	割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>矢　巾　町</td><td>【議決年月日】平成 26 年 12 月 12 日
【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣
【件　　　名】米価安定対策等を求める意見書

26 年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられます。
こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）およびナラシ移行のための円滑対策（平成 26 年産限り）のみで対応する方針を示していますが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。
つきましては、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、下記事項について実現されますよう要望いたします。

記

1　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用
（1）ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策と併せて、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等を踏まえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。
（2）27 年産に向けては、極力多くの担い手が２割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、27 年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。
（3）また、意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。
2　異常気象への十分な対応
26 年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者が不利益を被らないよう対策を検討すること。
3　26 年産米の適正販売に向けた環境整備
26 年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。
4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保</td></tr>
</table>

市町村議会名	意見書の内容
	（1） ＪＡグループは、27 年度産において 60 万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 （2）将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　27 年産米の適切な生産数量目標の設定 　27 年産米の適切な生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入り口対策のみで需給調整を図る現行の政策の枠組みを踏まえ、例年発生している過剰作付や 25 年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 （1）わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、30 年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備を進めること。 （2）また、米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 （3）ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 （4）また、担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 12 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書 子どもの医療費助成制度における給付方法は、全国的に見ると「償還払い方式」は 10 道県のみ、東北では岩手県のみとなっており「現物給付方式」が全国的趨勢になっています。 また給付内容については、県内 33 市町村の約８割(26 市町村･･･高校卒業まで５町村、中学校卒業まで 11 市町、小学校卒業まで 10 市･･･平成 26 年 10 月 1 日現在)が助成制度を拡充していますが、そのことにより県内においても給付に格差が生じております。 「少子高齢化」「地域崩壊」が言われ、子どもの貧困も社会の大きな問題となってきています。全ての子どもたちが健やかに育つため、子どもの具合が悪くなったとき、心配なく安心して医療機関にかかることができ、地域間格差が少なくなるよう環境整備が必要と考えます。 つきましては、岩手県におかれましては次の事項を実現されますよう要望いたします。 記 1　子どもの医療費を、窓口負担の無い「現物給付」にしてください。 2　全ての子どもの医療費を中学校卒業まで全額助成にしてください。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書 軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、その結果として、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、肢体まひ、視野が狭くなるなど多岐にわたる症状が現れる。 平成１９年の世界保健機構（ＷＨＯ）の報告によると、外傷性脳損傷は年間１千万人の患者が発生していると推測されており、わが国においてもその対策が求められている。 この病気は、ＭＲＩなどによる画像検査では異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれる現状である。さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに悩み、苦しんでいるケースが多々ある。 しかし、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査をすれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができる。 よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。 １　業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、働くことができない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。 ２　労災認定基準の改正にあたっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像診断に代わる軽度外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。 ３　軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成等の拡充を求める意見書 　わが国において、ウイルス性肝炎、特にＢ型肝炎及びＣ型肝炎の患者が合計３５０万人以上とされるほどまん延しており、国の責めに帰すべき事由等によるものであるということは、肝炎対策基本法、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法並びに特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。 　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、Ｂ型肝炎及びＣ型肝炎に係るウイルスの除去等を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変及び肝がん患者は、高額の医療費を負担せざるを得ないだけではなく、就労不能の人も多く、生活に困難を来している。 　また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(身体障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。 　他方、平成２３年１２月の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされたが、国においては、肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。 　肝硬変及び肝がん患者は、毎日１２０人以上が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予も許されない課題である。 　よって、国においては、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成を含む生活支援を拡充するため、次の事項について、速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。 １　ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。 ２　身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。 　以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
西 和 賀 町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 19 日 【提　出　先】農林水産大臣 【件　　　名】米価下落等に関する意見書 ＪＡいわてグループでは、米政策等の見直しに対応し、生産数量目標に即した生産や、水田フル活用による水田活用米穀の取り組みを推進する等、米の需給調整に積極的に取り組んできました。 しかしながら、26 年産米の米価下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられます。 こうした状況においても、政府は、需給調整のための市場からの米の隔離は行わず、ナラシ対策のみで対応する方針を示していますが、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。 かかるなか、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、下記事項の実現を強く求めます。 記 １　米過剰在庫緊急対策の実施 (1)　平成 27 年 6 月末民間在庫は過去 10 年で最大水準の需給緩和状況が継続すると想定され、調整を行ってきた米穀機構の保有財源が枯渇している状況において、国による 26 年産米に対する緊急隔離対策を講ずること。 ２　26 年産米ナラシ対策への十分な対応 (1)　26 年産米については、8 月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生増や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 ３　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 (1)　ナラシ対策については、最大でも標準収入額の 2 割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 (2)　27 年産に向けては、27 年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 ４　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援の確保 (1)　ＪＡグループは、27 年産において 60 万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。

市町村議会名	意見書の内容
	(2)　生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 (1)　30 年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策見直しの十分な検証を行うこと。 (2)　米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策を取り組むこと。 (3)　ナラシ対策や政府が創設を目指す収入保険制度を含め、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みでは継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目した再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 (4)　担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善など適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 17 日 【提　出　先】参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書 35 人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人～35 人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。国民も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望します。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 17 日 【提　出　先】参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策を求める意見書 米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成 26 年産米を取り巻く環境は、平成 25 年産米の持ち越し在庫の発生や米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、米価が大暴落となっている。先に発表のあった全国の平成 26 年産米の概算金は、各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、農業経営への影響ははかり知れないものがある。 また、今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん金も事実上廃止されたもとで米価が更に暴落し、生産費を大幅に下まわるだけでなく、再生産が根底から脅かされている現状にある。主食である米の需給と価格の安定をはかり、食料自給率の維持・向上を図るため、政府においては、米価暴落対策に直ちに取り組み、米の需給と価格の安定及び需要拡大対策に取り組むよう、以下の事項について強く要望する。 記 1　平成 26 年産米の米価暴落に鑑み、緊急に過剰米処理を行うなど、米価安定対策を早急に講じること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 17 日 【提　出　先】参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 12 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等に関する意見書 平成２６年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、本町農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられます。 政府は、需給調整のための出口対策を行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策（平成２６年産限り）のみで対応する方針を示していますが、ナラシ対策には課題があり、来年以降の稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全のセーフティネット対策を構築していく必要があります。 よって、国においては、稲作農家が将来にわたって安定的な稲作経営を展開できるよう、下記対策を講ずるよう強く要望する。 記 1　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用を図ること。 2　異常気象への十分な対策を検討すること。 3　平成２６年産米の適正販売に向けた環境整備を図ること。 4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援を確保すること。 5　平成２７年産米の適切な生産数量目標を設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立を図ること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大　槌　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 10 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】都道府県単独医療費助成制度における現物給付導入にかかる交付金削減の撤廃を求める意見書 岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いである。一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されている。全国でも現物給付を導入している都道府県が子どもの医療費助成では３７となっている。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことである。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見、早期治療につなげることができる。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要である。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要である。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要である。 しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの交付金が削減されてしまう。なぜ、国は住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すのでしょうか。そもそも国民の健康を守ることは、憲法２５条にも規定されているように国の責務ではないでしょうか。 以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期の実現を求める。 記 １　国は現物給付を導入している自治体に対する交付金の削減をしないこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大　槌　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 10 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いである。制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻される。一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されている。全国でも現物給付を導入している都道府県は子どもの医療費助成では３７となっている。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことである。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見、早期治療につなげることができる。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要である。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要である。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要である。 以上の点から、県におかれましては、県民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期の実現を求める。 記 １　県は、医療費助成制度について現物給付を導入すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大　槌　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 10 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】手話言語法（仮称）の制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 平成１８年１２月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成２３年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。 また、同法第２２条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 よって、国におかれましては、次の事項について強く求めるものである。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民にひろめ、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称)」を制定すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大　槌　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 10 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、岩手県知事 【件　　　名】米価下落に係る安定対策等を求める意見書 緊急的な過剰米の隔離対策による米価安定対策を実施するとともに、農家が将来にわたって安定的な稲作経営を展望できる経営安定対策を早急に講じるよう強く要望する。 理由 当町の営農振興は、米政策等の見直しに対応し生産数量目標に即した生産や、水田フル活用による水田活用米穀の取り組みを推進する等、米の需給調整に積極的に取り組んできた。 しかしながら、２６年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考える。 こうした状況においても、政府は、需給調整のための市場からの米の隔離は行わず、ナラシ対策のみで対応する方針を示しているが、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。 かかるなか、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、早急に次の措置を講じるよう強く要望する。 １　米過剰在庫緊急隔離対策を実施すること ⑴ 平成２７年６月末民間在庫は過去１０年で最大水準の需給緩和状況が継続すると想定され、調整を行ってきた米穀機構の保有財源が枯渇している状況において、国による２６年産米に対する緊急隔離対策を講ずること。 ２　２６年産米ナラシ対策への十分な対応をすること ⑴ ２６年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生増や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 ３　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用をすること ⑴ ナラシ対策については、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 ⑵ ２７年産に向けては、２７年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。

市町村議会名	意見書の内容
	4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援の確保をすること (1) ＪＡグループは、２７年産において６０万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 (2)生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　将来展望の描ける総合的な水田農業政策を確立すること (1) ３０年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策見直しの十分な検証を行うこと。 (2) 米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策を取り組むこと。 (3) ナラシ対策や政府が創設を目指す収入保険制度を含め、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みでは継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目した再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 (4) 担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善など適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 11 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等を求める意見書 全農いわて県本部が示した平成 26 年産米における概算金は、岩手ひとめぼれが前年比 2,800 円減の 8,400 円と、水稲栽培農家にとって非常に厳しい価格設定となっている。 このような米価下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響が大きく、こうした深刻な状況は本県農業・稲作農家の経営のみならず、「新たな農業・農村対策」の取り組みにも影響を及ぼすと考えられる。こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策のみで対応する方針を示しているが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。 以上のことから、次の事項を実施するよう強く求める。 記 1　ナラシ対策について、営農・生活資金の確保対策とあわせた補填額の拡大や、地域実態に応じた認定農業者制度の弾力的な運用の徹底などを行うよう指導すること。 2　米価下落が続いた場合でも担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を講じ、対策が確立されるまでは、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 3　飼料用米の生産拡大に向けた取り組みを後押しするよう、水田活用の直接支払交付金を長期的かつ安定的な制度とし、万全な予算を確保すること。 4　異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 5　米の需要拡大に向けては、国を挙げて主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成26年12月19日 【提　出　先】参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等に関する意見書 26年度産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えます。 来年度以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築し、安定的な稲作経営が展望できるよう下記事項について強く要望します。 記 1　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 (1)　ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策とあわせて、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 (2)　27年産に向けては、極力多くの担い手が２割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、27年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 (3)　意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。 2　異常気象への十分な対応 26年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が認識されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 3　26年産米の適正販売に向けた環境整備 26年産米について、長期計画的に需要に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。 4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 (1)　ＪＡグループは、27年産において60万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用

市町村議会名	意見書の内容
	の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 (2)　将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　27年産米の適切な生産数量目標の設定 　27年産の生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整をはかる現行の政策の枠組みをふまえ、例年発生している過剰作付けや25年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 (1)　わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備をすすめること。 (2)　米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 (3)　ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 (4)　担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成 26 年 12 月 19 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】医療費助成制度の給付方法の見直しを求める意見書 岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いになっており、制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口で、いったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されるしくみとなっている。 今回給付方法の見直しを求める制度は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されている。 患者にとってこの見直しのメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要となり、そのために安心して受診でき、傷病の早期発見、早期治療につながることができる。また償還に必要な手続きも不要となり、市町村にとっても、償還に係る事務作業や振込手数料が必要でなくなって、医療機関にとっても給付申請者の確認や診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要となる。 以上の点から、県において県民の健康増進及び早期発見・早期治療をはかるため、次の項目の早期実現を強く要請する。 記 1　県は医療費助成制度について給付方法を見直すこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 26 年 12 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働省 【件　　　名】「手話言語法」制定を求める意見書 　手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。 　しかし、これまで長い間手話は言語として法律上認められてこなかった。 　その後、平成 18（2006）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記され、日本では、平成 23（2011）年８月に成立した「改正障害者基本法」で「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と明記された。 　また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使える環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 　よって、下記について早期に実現するよう強く要望する。 記 　手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>普　代　村</td><td>【議決年月日】平成 26 年 12 月 17 日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣
【件　　　名】米価安定対策等に関する意見書

26 年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられる。
こうした状況下でも、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策（平成 26 年産限り）のみで対応する方針を示しているが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。
よって、国は、将来にわたって安定的な稲作経営を展開できるよう、早急に次の措置を講じるよう強く要望する。

1　特別措置を含めたナラシ対策等の適切な運用
（1）　ナラシ対策について、当面の営農・生活資金の確保対策と併せて、最大でも標準収入額の 2 割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。
（2）　27 年産に向けては、極力多くの担い手が 2 割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、27 年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。
（3）また、意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。

2　異常気象への十分な対応
26 年度産米については、8 月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。

3　26 年産米の適正販売に向けた環境整備
26 年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。</td></tr>
</table>

市町村議会名	意見書の内容
	4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 （１）　ＪＡグループは、27 年産において 60 万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 （２）　将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　27 年産米の適切な生産数量目標の設定 27 年産の生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整をはかる現行の政策の枠組みをふまえ、例年発生している過剰作付や 25 年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 （１）　わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、30 年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備をすすめること。 （２）　米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 （３）　ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 （４）　担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等を求める意見書 　26 年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられます。 　こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）およびナラシ移行のための円滑化対策（平成 26 年産限り）のみで対応する方針を示していますが、ナラシ対策には課題があり、来年度以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。 　つきましては、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、下記事項について、強く要望します。 1　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 (1)　ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策とあわせて、最大でも標準収入額の 2 割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 (2)　27 年産に向けては、極力多くの担い手が 2 割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、27 年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 (3)　また、意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力な指導をすること。 2　異常気象への十分な対応 　26 年産米については、8 月以降の日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 3　26 年産米の適正販売に向けた環境整備 　26 年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。 4　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 (1)　ＪＡグループは、27 年産において 60 万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用

市町村議会名	意見書の内容
	の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 (2)　将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　27年産米の適切な生産数量目標の設定 27年産の生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整をはかる現行の政策の枠組みをふまえ、例年発生している過剰作付や25年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 (1)　わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備をすすめること。 (2)　また、米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 (3)　ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。 (4)　また、担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の、柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
九　戸　村	【議決年月日】平成 26 年 12 月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等を求める意見書 平成２６年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられます。 こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策（平成２６年産限り）のみで対応する方針を示していますが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティーネットを構築していく必要があります。 こうした中、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、下記事項について、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。 １　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 (1)　ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策と併せて、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等を踏まえつつ、補填対象や補填割合の拡大など、特例措置を講じること。 (2)　２７年産にむけては、極力多くの担い手が２割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、２７年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など、必要な見直しを行うこと。 (3)　また、意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。 ２　異常気象への十分な対応 ２６年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。 ３　２６年産米の適正販売に向けた環境整備 ２６年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。

市町村議会名	意見書の内容
	４　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 (1)　ＪＡグループは、２7年産において６0万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 (2)　将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 ５　２7年産米の適切な生産数量目標の設定 ２7年産の生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整をはかる現行の政策の枠組みをふまえ、例年発生している過剰作付けや2５年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 ６　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 (1)　わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、３0年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で、生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備をすすめること。 (2)　また、米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 (3)　ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティーネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティーネット対策を構築すること。 (4)　また、担い手の所得等に着目した万全なセーフティーネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月９日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書 69 年前に広島及び長崎に投下された原子爆弾は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪っただけでなく、一命を取りとめた被爆者にも、生涯癒すことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらしました。 国は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づいて被爆者援護施策を行っていますが、原爆症認定に関する運用上の問題や、被爆者に高度な立証責任を要求するなどの制度設計上の問題が存在し、被爆者の救済が十分なされているとは言えません。被爆者が国に対して原爆症認定を求めた訴訟において、原告である被爆者の多くが勝訴していることは、現行法の改正が急務であることを示しています。 また、核兵器の速やかな廃絶と、原子爆弾の被害に対する一刻も早い国の償いを盛り込んだ抜本的改正を求める声も大きく、被爆者の意見や司法判断の尊重が望まれています。 よって、国においては、下記事項を実現するよう強く求めます。 記 １　原爆症認定のあり方を抜本的に改めるなど、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を速やかに改正すること。 ２　前項の改正に当たっては、司法判断及び国の償いを求めている被爆者の意見を尊重すること。 また、核兵器の廃絶を現行法のように「究極的廃絶」と表現して、遠い未来の課題とするのではなく、唯一の被爆国として速やかな核兵器廃絶に取り組むことを明示すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月９日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】手話言語法制定を求める意見書 手話とは、言葉を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情により表現する独自の語彙や文法体系をもつ視覚言語です。ろう者にとっての手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として守られてきました。 しかし、社会では手話を使うことで差別されてきた歴史があります。 平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年８月に公布・施行された「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。 また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、国として、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備を実現することが必要であると考えます。 よって、国においては、下記事項を実現するよう強く求めます。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等を求める意見書 平成26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、一戸町を含む岩手県内の農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられます。 こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策（平成26年産限り）のみで対応する方針を示していますが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネットを構築していく必要があります。 つきましては、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、下記事項について、要望いたします。 記 １　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用 (1) ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策とあわせて、最大でも標準収入額の２割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等を踏まえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 (2) 平成27年産に向けては、極力多くの担い手が２割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進するとともに、平成27年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。 (3) また、意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。 ２　異常気象への十分な対応 平成26年産米については、８月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないように対策を検討すること。 ３　平成26年産米の適正販売に向けた環境整備 平成26年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用など民間の取り組みを支援すること。 ４　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保 (1) ＪＡグループは、平成27年産において60万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活

市町村議会名	意見書の内容
	用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。 (2) 将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。 5　平成27年産米の適切な生産数量目標の設定 平成27年産米の生産数量目標については、ＪＡグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整をはかる現行の政策の枠組みを踏まえ、例年発生している過剰作付や平成25年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 6　将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立 (1) わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが生産者・消費者双方にとって望ましく、平成30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備を進めること。 (2) また、米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。 (3) ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みのセーフティネットでは、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネットを構築すること。 (4) また、担い手の所得等に着目した万全なセーフティネットが確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。